

# 日本スポーツ少年団顕彰要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、日本スポーツ少年団設置規程第4条8項に基づく、スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

## (顕彰の形式)

第2条 顕彰は日本スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。

## (顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1)永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある市区町村スポーツ少年団を表彰する。
- (2)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録者を表彰する。
- (3)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4)その他、顕著な功績があるとして、日本スポーツ少年団本部長が特に認めた者を顕彰する。

## (候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により都道府県体育・スポーツ協会会長および都道府県スポーツ少年団本部長が所定の期日まで日本スポーツ少年団本部長宛行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

## (表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、日本スポーツ少年団常任委員会にて行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団本部長が専決することができる。

## (要綱の変更)

第6条 本要綱の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 (1)本要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附則2 (1)本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

附則3 (1)本要綱は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

## 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、日本スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

1. 第3条(1)項および(2)項における永年とは、10年以上をいう。
2. 第3条(2)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団において顕彰を受けた者で、かつ本項における顕彰を受けたことがない者であること。  
なお、都道府県スポーツ少年団にて顕彰事業を行っていない場合に限り、次に該当する顕彰を受けた者を対象者とすることができる。
  - ・都道府県体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村スポーツ少年団における顕彰
3. 第3条(3)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団から顕彰を受けた者であること。  
なお、都道府県スポーツ少年団にて顕彰事業を行っていない場合に限り、次に該当する顕彰を受けた者を対象者とすることができる。
  - ・都道府県体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村スポーツ少年団における顕彰
4. 第3条(1)項の表彰は、10年間経過した後の再度の表彰を妨げない。
5. 顕彰の数  
各都道府県スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める。
  - (1) 第3条(1)項の市区町村スポーツ少年団

設置市区町村数20まで	1団体
〃 21～30まで	2団体以内
〃 31～40まで	3団体以内

以降、10市区町村単位で1団体ずつ増やすことができる。
  - (2) 第3条(2)項の登録者

1,000名まで	1名
1,001～2,000名まで	2名以内
2,001～3,000名まで	3名以内

以降、1,500名単位で1名ずつ増やすことができる。  
本号で定めた顕彰の全体数に、大幅な変動があった場合は算出方法の見直しを行う。
6. 都道府県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団本部長が定める期日までに、所定の様式をもって、日本スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
7. 日本スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、日本スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。

8. 第3条(3)項については、日本スポーツ少年団本部長の裁量より、都道府県スポーツ少年団本部長に委任することができる。
9. 本施行基準の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

- 附則1
- (1) 本施行基準は平成18年4月1日から改訂施行する。
  - (2) 本施行基準は平成22年4月1日から改訂施行する。
  - (3) 本施行基準は平成22年4月14日から改訂施行する。
  - (4) 本施行基準は平成25年4月15日から改訂施行する。
  - (5) 本施行基準は令和2年6月24日から改訂施行する。
  - (6) 本施行基準は令和5年11月22日から改定施行する。